

## 決 定 要 旨

被 審 人（住所）愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号

（名称）株式会社ディー・ディー・エス

（法人番号 7180001046613）

上記被審人に対する令和4年度（判）第17号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同高津戸朱子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

### 記

#### 1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金2億0573万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和5年4月10日

#### 2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第2号及び第4号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和5年2月8日

金 融 庁 長 官 中 島 淳 一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、愛知県名古屋市中区丸の内三丁目6番41号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所グロース市場に上場されている会社である。

被審人は、売上の過大計上及び貸倒引当金繰入額の過少計上等の不適正な会計処理を行った。

また、被審人は、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況等（以下「重要事象等」という。）が存在するにもかかわらず、有価証券報告書及び四半期報告書の第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】にその旨及びその具体的な内容を記載しなかった。

この結果、被審人は、東海財務局長に対し、

第1

下表1のとおり、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書及び四半期報告書を提出し、

表1

番号	継続開示書類		虚偽記載又は記載すべき事項の欠缺			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成30年3月30日	第23期（平成29年1月1日～同年12月31日）に係る有価証券報告書			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。	
2	平成30年5月11日	第24期第1四半期（平成30年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。	
3	平成30年8月10日	第24期第2四半期（平成30年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。	

4	平成 30 年 11 月 9 日	第 24 期第 3 四半 期（平成 30 年 7 月 1 日～同年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	第一部【企業情報】第 2【事業の状況】の【事業等のリスク】にお いて、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体 的な内容を記載しなかった。			
5	平成 31 年 3 月 22 日	第 24 期（平成 30 年 1 月 1 日～同 年 12 月 31 日）に 係る有価証券報 告書	平成 30 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日の 連結会計期間	連結 損益計算書	親会社に帰属する当期 純利益が ▲1,160,020 千円であ るところを▲909,821 千円と記載	売上の過大 計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が 961,297 千円であると ころを 1,483,006 千円 と記載	
			第一部【企業情報】第 2【事業の状況】の【事業等のリスク】にお いて、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体 的な内容を記載しなかった。			
6	令和元年 5 月 10 日	第 25 期第 1 四 半期（平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日）に係 る四半期報告書	平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の 第 1 四半期連 結累計期間	四半期連結 損益計算書	親会社に帰属する当期 純利益が ▲244,741 千円である ところを▲60,242 千円 と記載	貸倒引当金 繰入額の過 少計上、売 掛金の過大 計上
			平成 31 年 1 月 1 日～同年 3 月 31 日の 第 1 四半期連 結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 740,462 千円であると ころを 1,446,592 千円 と記載	
			第一部【企業情報】第 2【事業の状況】の【事業等のリスク】にお いて、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体 的な内容を記載しなかった。			

7	令和元年 8月9日	第25期第2四半期（平成31年4月1日～令和元年6月30日）に係る四半期報告書	平成31年1月1日～令和元年6月30日の第2四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社に帰属する当期純利益が ▲235,374千円であるところを▲42,434千円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上、売掛金の過大計上
			平成31年4月1日～令和元年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が715,373千円であるところを1,429,993千円と記載	
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			
8	令和元年 11月8日	第25期第3四半期（令和元年7月1日～同年9月30日）に係る四半期報告書	平成30年1月1日～令和元年9月30日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社に帰属する当期純利益が ▲305,715千円であるところを▲160,021千円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上、売掛金の過大計上
			令和元年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が760,141千円であるところを1,427,302千円と記載	
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			

9	令和2年 3月30日	第25期（平成31年1月1日～令和元年12月31日）に係る有価証券報告書	平成31年1月1日～令和元年12月31日の連結会計期間	連結 損益計算書	親会社に帰属する当期純利益が ▲154,928千円であるところを23,180千円と記載	貸倒引当金繰入額の過少計上、売掛金の過大計上
				連結 貸借対照表	連結純資産額が884,230千円であることを1,583,081千円と記載	
第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。						
10	令和2年 5月8日	第26期第1四半期（令和2年1月1日～同年3月31日）に係る四半期報告書	令和2年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が827,920千円であることを1,477,223千円と記載	貸倒引当金の過少計上、売掛金の過大計上
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			
11	令和2年 8月14日	第26期第2四半期（令和2年4月1日～同年6月30日）に係る四半期報告書	令和2年4月1日～同年6月30日の第2四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が1,027,892千円であることを1,695,712千円と記載	貸倒引当金の過少計上、売掛金の過大計上
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			

12	令和2年 11月13日	第26期第3四半期(令和2年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書	令和2年7月1日～同年9月30日の第3四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,087,838千円である ところを2,756,914千 円と記載	貸倒引当金 の過少計 上、のれん の過大計上
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			
13	令和3年 3月26日	第26期(令和2年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書	令和2年1月1日～同年12月31日の連結会計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,258,912千円である ところを2,936,909千 円と記載	貸倒引当金 の過少計 上、のれん 等の過大計 上
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			
14	令和3年 5月14日	第27期第1四半期(令和3年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書	令和3年1月1日～同年3月31日の第1四半期連結会計期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 2,160,382千円である ところを2,805,842千 円と記載	貸倒引当金 の過少計 上、のれん 等の過大計 上
			第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			
15	令和3年 8月13日	第27期第2四半期(令和3年4月1日～同年6月30日)に係る四半期報告書	第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。			

16	令和3年 11月12日	第27期第3四半 期（令和3年7月 1日～同年9月 30日）に係る四半 期報告書	第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。
17	令和4年 3月25日	第27期（令和3 年1月1日～同 年12月31日）に 係る有価証券報 告書	第一部【企業情報】第2【事業の状況】の【事業等のリスク】において、重要事象等が存在するにもかかわらず、その旨及びその具体的な内容を記載しなかった。

(注) 金額は千円未満切捨てである。

## 第2

下表2のとおり、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券届出書を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成30年9月3日、428個の新株予約権証券を1,658,114,800円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させ、令和2年6月18日、642個の新株予約権証券を1,513,836,000円（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載又は記載すべき事項の欠缺			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容	主な事由
18	平成30年 8月17日	有価証券届出書 （新株予約権証 券の募集）		「第四部 組込情報」	番号1、3に掲げる第 23期に係る有価証券報 告書及び第24期第2四 半期に係る四半期報告 書を組込み	番号1、3 参照
19	令和2年 6月2日	有価証券届出書 （新株予約権証 券の募集）		「第三部 参照情報」	番号9、10に掲げる第 25期に係る有価証券報 告書及び第26期第1四 半期に係る四半期報告 書を参照	番号9、10 参照

### 第3

下表3のとおり、令和4年8月12日、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当期純損失が整合していないなど、下表3の番号20から番号31のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書及び四半期報告書に係る訂正報告書、下表3の番号32のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を東海財務局長に提出した。

表3

番号	継続開示書類		虚偽記載
	提出日	書類	内容(注)
20	令和4年 8月12日	第23期(平成29年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書の訂正報告書	貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。
21	令和4年 8月12日	第24期(平成30年1月1日～同年12月31日)に係る有価証券報告書の訂正報告書	貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。
22	令和4年 8月12日	第25期第3四半期(令和元年7月1日～同年9月30日)に係る四半期報告書の訂正報告書	四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。
23	令和4年 8月12日	第25期(平成31年1月1日～令和元年12月31日)に係る有価証券報告書の訂正報告書	貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。
24	令和4年 8月12日	第26期第1四半期(令和2年1月1日～同年3月31日)に係る四半期報告書の訂正報告書	四半期連結損益計算書の当第1四半期連結累計期間の営業利益が▲33,561千円であるところを37,695千円と記載。 また、四半期連結貸借対照表の当第1四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。



25	令和4年 8月12日	第26期第2四半期(令和2年 4月1日～同年6月30日)に 係る四半期報告書の訂正報告 書	四半期連結貸借対照表の当第2四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。
26	令和4年 8月12日	第26期第3四半期(令和2年 7月1日～同年9月30日)に 係る四半期報告書の訂正報告 書	四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。 また、四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間のその他の包括利益累計額合計から前連結会計年度のその他の包括利益累計額合計を差し引いた金額と四半期連結包括利益計算書の当第3四半期連結累計期間のその他の包括利益合計が整合していなかった。
27	令和4年 8月12日	第26期(令和2年1月1日～ 同年12月31日)に係る有価 証券報告書の訂正報告書	連結貸借対照表の当連結会計年度の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と連結損益計算書の当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失が整合していなかった。 また、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。
28	令和4年 8月12日	第27期第1四半期(令和3年 1月1日～同年3月31日)に 係る四半期報告書の訂正報告 書	四半期連結貸借対照表の当第1四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第1四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。
29	令和4年 8月12日	第27期第2四半期(令和3年 4月1日～同年6月30日)に 係る四半期報告書の訂正報告 書	四半期連結貸借対照表の当第2四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第2四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。

30	令和4年 8月12日	第27期第3四半期(令和3年 7月1日～同年9月30日)に 係る四半期報告書の訂正報告 書	四半期連結貸借対照表の当第3四半期連結会計期間の利益剰余金から前連結会計年度の利益剰余金を差し引いた金額と四半期連結損益計算書の当第3四半期連結累計期間の親会社株主に帰属する四半期純損失が整合していなかった。
31	令和4年 8月12日	第27期(令和3年1月1日～ 同年12月31日)に係る有価 証券報告書の訂正報告書	連結貸借対照表の当連結会計年度のその他の包括利益累計額合計から前連結会計年度のその他の包括利益累計額合計を差し引いた金額と連結包括利益計算書の当連結会計年度のその他の包括利益合計が整合していなかった。 また、貸借対照表の当事業年度の繰越利益剰余金から前事業年度の繰越利益剰余金を差し引いた金額と損益計算書の当事業年度の当期純損失が整合していなかった。
32	令和4年 8月12日	第28期第1四半期(令和4年 1月1日～同年3月31日)に 係る四半期報告書	四半期連結貸借対照表の当第1四半期連結会計期間のその他の包括利益累計額合計から前連結会計年度のその他の包括利益累計額合計を差し引いた金額と四半期連結包括利益計算書の当第1四半期連結累計期間のその他の包括利益合計が整合していなかった。

(注) 金額は千円未満切捨てである。

## 2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表1の番号1の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

表1の番号5、同9、同13及び同17の各事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項、第185条の7第6項

表1の番号2、同3、同4、同6、同7、同8、同10、同11、同12、同14、  
同15及び同16の各事実につき

法第172条の4第2項、第24条の4の7第1項、第185条の7第6項

表2の番号18の事実につき

法第172条の2第1項第1号及び第3項、第5条第1項及び第3項、第176  
条第2項

表 2 の番号 19 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 項、第 5 条第 1 項及び第 4 項、第 176 条第 2 項

表 3 の番号 20 及び同 21 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 7 条第 1 項

表 3 の番号 23、同 27 及び同 31 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項、第 24 条の 2 第 1 項、第 7 条第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 3 の番号 22、同 24、同 25、同 26、同 28、同 29 及び同 30 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 4 項、第 7 条第 1 項、第 185 条の 7 第 6 項

表 3 の番号 32 の事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項、第 24 条の 4 の 7 第 1 項

### 3 課徴金の計算の基礎

上記 1 に掲げる事実のうち

表 1 の番号 1 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 23 期事業年度（平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る有価証券報告書（以下「第 23 期有価証券報告書」という。）について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 1,756,283 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円となる。

表 1 の番号 2、同 3、同 4 及び同 5 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 24 期事業年度（平成 30 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 30 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 24 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 30 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 24 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（平成 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 24 期第 3 四半期報告書」という。）及び

同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第24期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第24期第1四半期報告書	1,442,005円
第24期第2四半期報告書	1,431,465円
第24期第3四半期報告書	1,096,415円
第24期有価証券報告書	1,217,191円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第24期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第24期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第24期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第24期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第24期第1四半期報告書、第24期第2四半期報告書、第24期第3四半期報告書及び第24期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第24期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第24期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第24期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第24期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第 24 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$\begin{aligned} & 6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + \\ & 6,000,000) \\ & = 2,400,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。

表 1 の番号 6、同 7、同 8 及び同 9 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 25 期事業年度（平成 31 年 1 月 1 日から令和元年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 31 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 25 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 25 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（令和元年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 25 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 25 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 25 期第 1 四半期報告書	920,439 円
第 25 期第 2 四半期報告書	838,805 円
第 25 期第 3 四半期報告書	922,275 円
第 25 期有価証券報告書	887,080 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 25 期第 1 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 25 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 25 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 25 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 25 期第 1 四半期報告書、第 25 期第 2 四半期報告書、第 25 期第 3 四半期報告書及び第 25 期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 25 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項

の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第25期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第25期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第25期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{ 円}$$

第25期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

表1の番号10、同11、同12及び同13の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第26期事業年度（令和2年1月1日から同年12月31日まで）第1四半期（令和2年1月1日から同年3月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第26期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（令和2年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第26期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（令和2年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第26期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第26期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第26期第1四半期報告書	675,723円
第26期第2四半期報告書	606,337円
第26期第3四半期報告書	761,857円
第26期有価証券報告書	703,894円

が、いずれも

② 6,000,000円

を超えないことから、

第26期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第26期第1四半期報告書、第26期第2四半期報告書、第26期第3四半期報告書及び第26期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第26期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第26期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000円

第26期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000円

第26期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=1,200,000円

第26期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

=2,400,000円

となる。

表1の番号14、同15、同16及び同17の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第27期事業年度

(令和3年1月1日から同年12月31日まで) 第1四半期(令和3年1月1日から同年3月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第27期第1四半期報告書」という。)、同事業年度第2四半期(令和3年4月1日から同年6月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第27期第2四半期報告書」という。)、同事業年度第3四半期(令和3年7月1日から同年9月30日まで)に係る四半期報告書(以下「第27期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第27期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第27期第1四半期報告書	632,837円
第27期第2四半期報告書	617,436円
第27期第3四半期報告書	560,052円
第27期有価証券報告書	564,516円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第27期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第27期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第27期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第27期有価証券報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第27期第1四半期報告書、第27期第2四半期報告書、第27期第3四半期報告書及び第27期有価証券報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度(第27期事業年度)に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第27期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 1,200,000 \text{円}$$

第27期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 +$$



6,000,000)

=1,200,000 円

第 27 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 27 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。

表 2 の番号 18 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 30 年 8 月 17 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）1,658,114,800 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 74,615,166 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

74,610,000 円

となる。

表 2 の番号 19 の事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の令和 2 年 6 月 2 日提出の有価証券届出書（新株予約権証券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた新株予約権証券の発行価額の総額（当該新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）1,513,836,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額である 68,122,620 円

に、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、

68,120,000 円

となる。

表 3 の番号 20 の事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項の規定により、被審人の第 23 期有価証券報告書に係

る令和4年8月12日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額1,756,283円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表3の番号21の事実につき

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第24期有価証券報告書に係る令和4年8月12日提出の訂正報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額1,217,191円が、6,000,000円を超えないことから、6,000,000円となる。

表3の番号22及び同23の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第25期第3四半期報告書及び第25期有価証券報告書に係る令和4年8月12日提出の訂正報告書ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第25期第3四半期報告書の訂正報告書	922,275円
第25期有価証券報告書の訂正報告書	887,080円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第25期第3四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第25期有価証券報告書の訂正報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第25期第3四半期報告書及び第25期有価証券報告書に係る令和4年8月12日提出の訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第25期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第25期第3四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 2,000,000 \text{円}$$

第25期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000)$$

$$= 4,000,000 \text{円}$$

となる。

表3の番号24、同25、同26及び同27の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第26期第1四半期報告書、第26期第2四半期報告書、第26期第3四半期報告書及び第26期有価証券報告書に係る令和4年8月12日提出の訂正報告書ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第26期第1四半期報告書の訂正報告書	675,723円
第26期第2四半期報告書の訂正報告書	606,337円
第26期第3四半期報告書の訂正報告書	761,857円
第26期有価証券報告書の訂正報告書	703,894円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第26期第1四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期第2四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期第3四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第26期有価証券報告書の訂正報告書については、6,000,000円

となる。

ここで、第26期第1四半期報告書、第26期第2四半期報告書、第26期第3四半期報告書及び第26期有価証券報告書に係る令和4年8月12日提出の訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第26期事業年度）に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第26期第1四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$   
=1,200,000円

第26期第2四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$   
=1,200,000円

第 26 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=1,200,000 円

第 26 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$

=2,400,000 円

となる。

表 3 の番号 28、同 29、同 30 及び同 31 の各事実につき

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 27 期第 1 四半期報告書、第 27 期第 2 四半期報告書、第 27 期第 3 四半期報告書及び第 27 期有価証券報告書に係る令和 4 年 8 月 12 日提出の訂正報告書ごとに算出した額（「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

第 27 期第 1 四半期報告書の訂正報告書	632,837 円
第 27 期第 2 四半期報告書の訂正報告書	617,436 円
第 27 期第 3 四半期報告書の訂正報告書	560,052 円
第 27 期有価証券報告書の訂正報告書	564,516 円

が、いずれも

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、

第 27 期第 1 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 27 期第 2 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 27 期第 3 四半期報告書の訂正報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 27 期有価証券報告書の訂正報告書については、6,000,000 円

となる。

ここで、第 27 期第 1 四半期報告書、第 27 期第 2 四半期報告書、第 27 期第 3 四半期報告書及び第 27 期有価証券報告書に係る令和 4 年 8 月 12 日提出の訂正報告書が、いずれも被審人の同一の事業年度（第 27 期事業年度）に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を

個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 27 期第 1 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$   
=1,200,000 円

第 27 期第 2 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$   
=1,200,000 円

第 27 期第 3 四半期報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$   
=1,200,000 円

第 27 期有価証券報告書の訂正報告書に係る課徴金の額は  
 $6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000)$   
=2,400,000 円

となる。

表 3 の番号 32 の事実につき

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 28 期事業年度（令和 4 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）第 1 四半期（令和 4 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日まで）に係る四半期報告書について算出した課徴金の額は、被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 413,642 円が、6,000,000 円を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。